

# 日本小学生バドミントン連盟規約

## 第1章 名称及び本部

(名称)

第1条 本連盟は、日本小学生バドミントン連盟と称する。

(本部)

第2条 本連盟の事務所は、会長が指定する場所に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、日本国内の小学生（ジュニア）バドミントン団体の中枢機関となり、バドミンントンの健全なる発展を図り、小学生（ジュニア）の育成と体位の向上に寄与し、併せて将来社会に貢献できる人間を養成することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 小学生（ジュニア）のための競技会の開催
- (2) 技術指導と普及
- (3) 指導者の交流と情報の交換
- (4) バドミントンに関する小学生（ジュニア）関係の調査と資料の収集
- (5) その他本連盟の目的を達成するために必要な事項

## 第3章 組織

(組織)

第5条 本連盟の趣旨に賛同する12歳以下の小学生とその関係者で組織した都道府県協会傘下の団体による。

## 第4章 加盟及び登録

(加盟)

第6条 本連盟を構成する団体は、都道府県協会の会長が認めたもので、所定の手続きを経て申請し登録された者をいう。

(登録)

第7条 加盟団体は、別に定める登録規定により登録する。

## 第5章 機関

(機関)

第8条 本連盟の機関は、総会、理事会、常任理事会及び専門部とする。

- 2 専門部は、総務部、財務部、競技部、医科学研究部、選手強化部、指導育成部及び広報部の各部で構成する。ただし、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

( 総 会 )

第9条 総会は、正副会長、理事、代議員及び監事で構成し、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び収支決算報告の承認
- (2) 事業計画及び予算案の承認
- (3) 規約規定の改廃
- (4) 役員の選出
- (5) その他本連盟の重要事項

第10条 総会の開催は毎年1回とし、会長が招集する。また、必要に応じ臨時に開催することができる。

2 総会の議長は会長が当たる。

( 理事会 )

第11条 理事会は、正副会長及び理事で構成し、総会から委任された事項を審議及び執行する。

( 常任理事会 )

第12条 常任理事会は、正副理事長及び常任理事で構成し、理事会から委任された事項を執行する。

( 専門部会 )

第13条 各専門部の会議(専門部会)は、選出された専門委員で構成し、常任理事会から委任された専門事項を担当し、結果を常任理事会に報告する。

( 決 議 )

第14条 本連盟の機関は、委任状を含め、構成人員の2分の1以上をもって成立し、その決議は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長が決する。

## 第6章 役 員

( 役 員 )

第15条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 地区代表理事及び会長推薦理事若干名  
(理事の内訳：理事長、副理事長、常任理事、理事)
- (4) 代議員 都道府県の代表者各1名
- (5) 監 事 2名

( 役員の選出及び役割 )

第16条 会長及び副会長は総会において推薦する。

- 2 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

第17条 理事及び監事は、総会の議を経て会長が委嘱する。

- 2 理事は、会長の指示により会務を分掌する。
- 3 監事は、本連盟の事業及び会計を監査する。

第18条 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選により推薦し会長が委嘱する。

- 2 理事長は、会長の指示を受け会務を運営する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 4 常任理事は、理事会で決議された事項を執行する。

第19条 代議員は、各都道府県の代表者とする。

( 顧問及び参与)

第20条 会長の諮問に応ずるため、総会の議を経て顧問、参与を置くことができる。

2 顧問、参与は必要ある場合、諮問に応ずる。

( 任期 )

第21条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第7章 経費及び会計

( 経 費 )

第22条 本連盟の経費は、加盟団体及び個人の登録料、寄付金並びに補助金その他をもってこれにあてる。

( 会計年度 )

第23条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

## 第8章 監 査

( 監 査 )

第24条 会長は、毎事業年度終了後、決算書類を監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告する。

3 監事は、前項の監査のほか、必要に応じて役員に報告を求め、第4条に規定する事業に関する監査を行うことができる。

## 第9章 地 区

( 地 区 )

第25条 本連盟の地区割は、公益財団法人日本バドミントン協会の取り決めに従い、次の9ブロックとし、各都道府県は次のとおりとする。

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 北海道 地区 | 北海道、北海道                  |
| (2) 東北 地区  | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島        |
| (3) 関東 地区  | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨 |
| (4) 北信越 地区 | 新潟、長野、富山、石川、福井           |
| (5) 東海 地区  | 静岡、愛知、三重、岐阜              |
| (6) 近畿 地区  | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山       |
| (7) 中国 地区  | 鳥取、島根、岡山、広島、山口           |
| (8) 四国 地区  | 香川、徳島、愛媛、高知              |
| (9) 九州 地区  | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 |

( 附 則 )

1. 規約は、平成4年1月5日より施行する。
2. 平成 5年3月 6日一部改定
3. 平成 6年3月19日一部改定 (事務所の所在地、会員の範囲他)
4. 平成10年5月13日一部改定 (日バ加盟に関わる事項)
5. 平成12年5月14日一部改定 (事務所の所在地、地区割に関する事項)
6. 平成19年5月19日一部改定 (登録料に関する事項)

7. 平成21年5月23日一部改正（事務所に関すること）
  8. 平成25年5月18日一部改正（日バ公益財団法人移行による名称変更、北海道地区の分割）
  9. 平成27年5月24日一部改正（条文整理）
  10. 平成30年5月19日一部改正（専門部明記、条文整理）
  11. 令和元年5月25日一部改正（監査規定の追加）
-